（建築基準法施行規則の一部改正）

第二条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等） **第三条の十三**　法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。 一　建築士法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士 二～四　（略） ２　（略）	（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等） **第三条の十三**　法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。 一　建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士 二～四　（略） ２　（略）

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第三条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録講習機関登録簿の記載事項） **第二十四条**　法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の三第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。 （準用） **第四十一条**　第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。	（登録講習機関登録簿の記載事項） **第二十四条**　法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名（法第十条の二の二第一項第一号に規定する登録講習機関（以下この節において単に「登録講習機関」という。）が法人である場合に限る。）とする。 （準用） **第四十一条**　第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十四条	（略）	
	法第十条の三第一項第一号	法第二十二条の二
（略）		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十四条	（略）	
	法第十条の二の二第一項第一号	法第二十二条の二
（略）		

（準用）

第四十四条　第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十四条	（略）	
	法第十条の三第一項第一号	法第二十四条第二項
（略）		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十四条	（略）	
	法第十条の二の二第一項第一号	法第二十四条第二項
（略）		